

ドイツ家内労働者保護問題と自由労働組合の「同権原則」

一條 和 生

一 問題設定

ドイツでも一九世紀後半から他のヨーロッパ諸国の例にもれることなく、家内工業における労働条件の改善を目ざす動きが出てきた。労働者の自宅もしくは作業場で、手仕事にもとづいて行なわれた旧来の生産様式たる家内工業の残存は、労働者の犠牲の上に立った生産の廉価性に支えられたものであった。それだけに家内工業の存在は、工場労働者の賃金低下の原因として、社会問題の発生源として、あるいは工場制機械生産にもとづくドイツ国民経済発展の妨げとして、社会の幅広い層から弊害視された。ところで、ドイツ第二帝政期に家内労働者保護の推進を目ざした運動が、社会民主主義労働者組織たる自由労働組合 *Freie Gewerkschaften* と、いわゆる社会改良主義者 *Sozialreformer* との協力のもとに進められていたという事実は、わが国ではほとんど知られていない。ベルリンで一九〇四年に開かれた第一回全家内労働者保護会議 *Der erste Allgemeine*

Heimarbeiterschutz-Kongress を契機に生まれた両者の協力関係は、一九〇六年の家内労働展示会 *Heimarbeit-Ausstellung* 一九一一年のドイツ家内労働者会議 *Deutscher Heimarbeitertag* の際にもそれぞれ結ばれた。特に家内労働展示会からはキリスト教労働組合 *Christliche Gewerkschaften* コンシチエンカー労働組合 *Hirsch-Dunckersche Gewerkvereine* も協力関係の一翼に加わることになり、ここに家内工業問題をめぐり当時のドイツ三大労組が手を結びあうという事態も、生まれていたのである。こうした事実は、当時の自由労働組合の改良主義的傾向を示すものとして後に注目されることとなった。一八九六年のドイツ社会民主党 *Sozialdemokratische Partei Deutschlands* 党大会における同組合総務委員会 *Die Generalkommission* 議長レギーン *Carl Legien* の発言が、単なる可能性を示唆したものではなかったことを物語っていた。では家内工業問題をめぐる社会民主主義陣営と社会改良主義陣営との協力関係は、いかなる形で成立していたのだろうか。それを私は、「同権原則」*paritätisches Prinzip* にもとづいた協力関係、という表現で説明してみた。この「同権原則」とは、協力体制において可能な限り関係者の勢力の均衡を図るという原則である。それは協力体制推進のために設立された何らかの委員会のメンバーを決定する際に、典型的に生かされていた。この「同権原則」が明確に用いられ出したのは、家内労働展示会以降のことであった。しかしながら、それは一九〇六年になって突然に生まれたものではなかった。既に家内労働者保護会議にお

いて、その先駆形態が見い出せるのである。そこで私は本稿で、家内工業問題をめぐる協力関係の推移を追いつながら、「同権原則」完成の過程——すなわちそれが家内労働者保護会議を経て、家内労働展示会において完成される過程——をたどつてみることにする。

(1) 当時の家内工業は、織物業を中心に主に農村におつて展開された衰退せる旧家内工業 *die ältere Hausindustrie* と、婦人副業労働力に支えられ既製服製造業を中心として大都市におつて展開された発展せる近代家内工業 *die moderne Hausindustrie* の二種に大別できた。Vgl. Werner Sombart, Art.: Hausindustrie, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, hrsg. von J. Conrad u. a., 2., gänzlich ungewährte Aufl., Bd. 4, Jena 1900, Sp. 1141.

(2) 拙稿「自由労働組合と家内工業問題」、『一橋研究』第八巻第四号、一九八四年、参照。

(3) 家内労働展示会は一九二五年にも開かれ、協力関係の足跡はヴァイマル体制期にまでたどることができる。

(4) この発言は、労働組合の最重要活動対象たる社会政策の推進の際に、自由労働組合が非社会民主主義勢力と協力する可能性があることを示唆したものである。Protokoll über die Verhandlungen des Parteilages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands. Abgehalten zu Gotha vom 11. bis 16. Oktober 1896, Berlin 1896, S. 157.

(5) 私が「同権原則」という言葉を用いるのは、当時自由労働組合と社会改良主義者の協力関係が、当事者自身から「同権的」partitisch といふ言葉で説明されていたからである。Vgl. 6. Bericht des Bureau für Sozialpolitik vom 4. März 1905, Berlin 1905, S. 3. なおこの「同権原則」に関する研究としては、工業裁判所・職業紹介所の構成を「同権モデル」Paritätenmodell といふ言葉で説明したザルデン Adelheid von Saldern の次の研究がある。A. v. Saldern, Wilhelmische Gesellschaft und Arbeitererschaft, in: *Internationale wissenschaftliche Korrespondenz zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung*, 13. Jg., H. 4, 1977, S. 469 ff.

二 「同権原則」の先駆形態

——家内労働者保護会議の開催——

家内工業が賃金の低下作用などを通じ組織工場労働者へ被害を及ぼす故に、その問題解決を自由労働組合は重視していた。はじめ同組合はその解決を組合自助により図ろうとしていたが、家内労働者組織率の低さは組合自助の道を狭めた。その結果同組合は、家内工業問題の解決には「国家救済以外に道はない」との結論を、一九〇二年シュトゥットガルト大会で出したのであった。しかしながら、第二帝政期に一貫してアウトサイダーの立場に置かれ続けた同組合に、国家を家内労働者の救済へ動かすにどれほどの力があつたであらうか。自由労働組合が、

「家内労働問題は政治・宗派の別なく取り組まれなければならない、国民全体に関わる問題である」とのことばのもとに、帝国内務省、帝国議会諸政党、キリスト教、ヒルシュドルンカー両労働組合、社会改良主義者に対し、家内労働者保護促進の気運を高めるべく自らが主催する家内労働者保護会議への参加を求めたのも、止むを得ざることであった。

ところが、一九〇四年三月七・九日ベルリン労働組合会館で開かれたこの会議に代議員として出席したのは、実質的に社会民主主義者（自由労働組合員と社会民主党员）と社会改良主義者（社会改良組織・婦人市民団体所屬者）だけであった。皮肉なことに非社会民主主義陣営内で会議参加へ積極的な姿勢を示したのは、社会民主主義陣営からその存在意義の低さがしばしば指摘されていた、社会改良主義者だけだったのである。⁽⁶⁾ところで数の上から言えば、彼らは会議で全くの少数派であった。⁽⁷⁾しかしながら、彼らの処遇は実際の数よりもはるかに優遇されていた。というのは会議において彼らに対し、次の様な三つの優遇措置が取られていたからであった。第一に定員三名の「同権を有する議長」に、レギーン、ダイヒマン(C. Deichmann (タバコ労働者組合 Deutscher Tabakarbeiter-Verband 議長)と並んで、フランケ Ernst Francke (社会政策学会 Verein für Sozialpolitik) が選ばれたことである。会議はこの三名のうちレギーンの開会の辞で始まり、フランケの開会の辞で終了された。第二に二つの会議報告(男女家内労働者の社会状況と法律保護の必要性、消費者公衆の健康に対し家内工業が及ぼす危

険)のうち一つ(後者)が、社会改良主義者側より行なわれたことである。⁽⁸⁾第三に大会二日目から特にレギーンの提案で、大会討議での発言が社会民主主義者側と社会改良主義者側から交互になされたことである。以上の三つの措置により、会議において社会民主主義者と社会改良主義者との間の勢力の差は大幅にちぢまった。しかしながら、注意しておかねばならないことは、その際社会改良主義者が社会民主主義者と決して「同権的地位」にまでは高められていなかったことである。政府が実施すべき家内労働対策が、決議としてまとめられることになっていたこの会議への参加者にとり、その決議内容にいか自らの考えを反映させるかということが非常に重要な問題であった。しかし、この点に関して少数派たる社会改良主義者には、特段の優遇措置は取られていなかった。会議において決議作成の任を負っていたのが、定員一二名の決議作成委員会 Kommission zur Ausarbeitung der Kongressresolution であつた。しかしながら、そのメンバーは「代表されている全党派の意見が会議で反映されるように」、つまり組織別にその参加者数の比率にほぼ応じて選出された結果、次に示す様に同委員会のメンバーに社会改良主義者側からは、僅か二名しか選ばれていなかったのである。自由労働組合各単産代議員一八名(一二五名)、労働組合カルテル代議員一名(一六名)、社会民主党婦人会議代議員一名(一〇名)、社会改良組織代議員一名(一〇名)、婦人市民団体代議員一名(一〇名)。

決議作成委員会で社会改良主義者側に特段の優遇措置がとら

れなかったことは、決議内容に対する彼らの影響力を低めた。具体例をあげるならば、家内工業廃止問題に関しこのことが指摘できる。社会改良主義者はなるほど家内工業の存在を弊害視するという点では、会議主催者の自由労働組合と見解の一致をみていた。⁽¹³⁾しかしながら、彼らがその際家内工業を禁止してしまふのではなく、それを常に特定階層に認めようとしていたことは、家内工業の廃止を究極的に目ざしていた自由労働組合と、決定的に対立する点であった。ある意味では家内工業問題における最重要問題ともいえた家内工業廃止問題に関し、決議において社会改良主義者の上述の見解は受け入れられなかった。それどころか伝染病の発生を条件としつつも、家内工業の禁止が決議には明示されていたのであった。⁽¹⁴⁾このような決議内容をめぐる事情は、後に社会改良主義者の参加意義の低さが指摘される際の論拠となったのであった。

家内労働者保護会議は、賃金対策を筆頭に据えた全一三項目から成る決議を採択して閉会された。しかしながら、この会議に対する周囲の反応は冷やかであった。会議は「社会民主主義者の手になるあらゆる催し物が、上から下まで徹底的にあびせられる軽蔑」を受けたのである。当初自由労働組合が会議の開催により実現を目ざした、広範な家内労働者保護促進の気運は——後の家内労働展示会の場合とは全く対照的に——どこにおいても高まらなかった。結局のところ会議が全く社会民主主義系の開催物に終始してしまったと周囲に判断されたことが、その大きな原因であったと考えられる。⁽¹⁵⁾自由労働組合が他陣営の

力を借りて体制側へ影響力の行使を望んだのならば、その際に社会民主主義色を薄めさせることが必要であった。つまり家内工業問題をめぐる自由労働組合と社会改良主義者の協力関係が、一部に優遇措置が講じられたにすぎない非対等的な協力関係から一歩進んで、「同権原則」にもとづいた対等な協力関係へ移行する道が開かれねばならなかった。そしてこの新たな協力関係は、一九〇六年の家内労働展示会の際に実現したのである。

(1) 自由労働組合は一九一〇年第七回ベルリン大会(帝国保険法に関する特別大会)を除いて、一八九六年第二回ベルリン大会から一九一四年第九回ミュンヘン大会まで常に大会で家内工業問題を取りあげていた。

(2) 一八九六年に仕立工組合 Verband der Schneider und Schneiderinnen und verwandter Berufsgenossen Deutschlands は、ベルリンでストライキを含め精力的に既製服製造業の家内労働条件改善闘争を行なったが、それは失敗におわった。前掲拙稿「一三——一三六頁」参照。

(3) *Protokoll der Verhandlungen des vierten Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands. Abgehalten zu Stuttgart im Gewerkschaftshaus vom 16. bis. 21. Juni 1902. Berlin-Bonn, Nachdruck, 1979 (Abk.: Protokoll IV „Kongress“), S. 185.*

(4) ハンスロウリヒロヴエーラー『ドイツ帝国一八七一—一九一八年』(大野英二・肥前榮一訳) 未来社、一九八

三年、一三五頁。

- (5) *Protokoll über die Verhandlungen des ersten Allgemeinen Heimarbeitschutz-Kongresses Abgehalten zu Berlin vom 7. 8. und 9. März 1904*, Berlin 1904 (Abk.: *Protokoll Heimarbeitschutz-Kongreß*), S. 3.
- (6) Vgl. Rosa Luxemburg, *Bürgerliche Arbeiterschuttkongresse und die Sozialdemokratie*, in: *Die Neue Zeit*, 18. Jg., 2. Bd., 1900, S. 658.
- (7) 帝国内務省、キリスト教労働組合は招待を完全に拒否した。議会関係者では一四名の社会民主党帝国議会議員の他には、自由思想家連合 *Freisinnige Vereinigung* から二名の帝国議会議員が来賓として出席しただけである。
- (8) 家内労働者保護会議に代議員(総数一八八名)を派遣した組織は次の通り。自由労働組合各単産一二五名、労働組合カルテル *Gewerkschaftskartell* (自由労働組合の地域横断組織)一一六名、社会民主党婦人会議一一六名、社会民主主義労働者の自主的救済金庫(地域疾病金庫同盟 *Verband der Ortskrankenkassen* など四団体)一九名、社会政策学会一二名(フランク、A・ヴェーバー、Alfred Weber)、社会改良協会 *Die Gesellschaft für Soziale Reform* 一一名(ハンブルク、Werner Sombart、ヤン・ハント Eduard Bernhard)、その他社会改良組織(ユーン土地改良者同盟 *Bund deutscher Bodenreformer* など四団体)一六名、婦人市民団体(ユーン婦人協会同盟 *Bund deutscher Frauenverein* など四団体)一一〇名、その他一二名(スイス労働組合同盟 *Schweizerischer Gewerkschaftsbund*、ハンブルク労働組合)° *Protokoll Heimarbeitschutz-Kongreß*, S. VI—XII (Präsenz-Liste).
- (9) 第一報告を務めたハンブロン・ティン・Theodor Sommerfeld は、社会改良協会ハンブルク支部に所属していた。
- (10) *Correspondenzblatt der Generalmission der Gewerkschaften Deutschlands*, 14. Jg., Nr. 11, 1904, S. 180.
- (11) 数字は順に委員数、代議員数を示す。
- (12) Vgl. *Protokoll Heimarbeitschutz-Kongreß*, S. 85 f.
- (13) 会議でハンブルク Robert Wilbrandt (ユーン土地改良者同盟)、ハンブルクは、建築業者など冬期失業者、病弱者、老人などに家内工業を認める方針であることを明らかにした。° Vgl. *ebenda*, S. 110 und 150.
- (14) Vgl. *Protokoll IV. Kongreß*, S. 178.
- (15) Vgl. *Protokoll Heimarbeitschutz-Kongreß*, S. 167.
- (16) 会議に来賓として出席していた社会民主党帝国議会議員ブラウン Adolf Braun は、決議内容が同党の従来の方針に全く沿ったものであったことを理由に、社会改良主義者の会議への参加を否定的に捉えていた。° A. Braun, *Die Heimarbeitschutzkongreß*, in: *Die Neue Zeit*, 22. Jg., 1. Bd., 1904, S. 78.
- (17) Wilhelm Schröder, *Gedanken zur Heimarbeitsstellung*, in: *Sozialistische Monatshefte*, 10. Jg., 1. Bd.,

1906, S. 223.

(18) 当時のブルジョワ系新聞『コンサーヴァティフ・コンメンツ』Konservative Korrespondenz は فرانケらの家内労働者保護会議への参加を「いむゆるベルレプシュ派と言われる社会改良主義者が、社会民主主義系の催し物を支援してゐる」と評していた。Vgl. Ursula Ratz, *Sozialreform und Arbeiterschaft. Die »Gesellschaft für Soziale Reform« und die sozialdemokratische Arbeiterbewegung von der Jahrhundertwende bis zum Ausbruch des Ersten Weltkrieges*, Berlin 1980, S. 198.

三 「同権原則」の確立

——家内労働展示会の開催——

自由労働組合と社会改良主義者による家内労働展示会⁽¹⁾の共同開催が実現にいたるまでの経過は、家内労働者保護会議の場合と対照的な経過をたどった。開催の提案を含めその間の主導権は、社会改良主義者——今回彼らは社会政策事務局 Bureau für Sozialpolitik⁽²⁾の指導下にあった——の側に握られていた。家内労働者保護会議の際にも小規模ながら開催され、「会議自体よりも高い評判」を受けていた家内労働展示会が、改めて会議に参加していた二陣営により開催されることになったのは、一九〇四年一〇月になされたフランケの開催提案が同年一二月に自由労働組合から正式に受け入れられたためであった。また、展示会にキリスト教、ヒルシュロッドウーカー両労働組合が後から

参加することになったのも、社会改良主義者側の要望が自由労働組合に受け入れられたためであった。

展示会開催の準備作業が開始され出したのは、一九〇五年二月末からのことであった。異なる四組織の共同活動のために管理委員会 Kuratorium⁽⁴⁾が設立された。またその約半数のメンバーからさらに専門委員会 engerer Ausschuss が設立され、それは準備作業の最高統括機関としての役目をはたした。したがって、この専門委員会は先の家内労働者保護会議において決議作成委員会がはたしていたのと同じくらい重要な役割を、展示会においてははたしていたと考えられる。そこで、専門委員会の構成を決議作成委員会のそれと比較すれば、展示会において協力関係がいかなる形で結ばれていたかがわかるのである。定員一六名の同委員会は、次の様なメンバーにより構成されていた。自由労働組合員一八名、社会改良主義者一六名、キリスト教、ヒルシュロッドウーカー両労働組合員各一名。一見して明らかに、社会民主主義陣営は自由労働組合と非社会民主主義陣営との間で、委員数が均等に配分されている。それは決して展示会への参加規模に応じたものではなかった。そこでは思想流派間で勢力の均衡を図るという「同権原則」が具現されている。キリスト教、ヒルシュロッドウーカー両労働組合と社会改良主義者が一括してとり扱われているのは、この三者が組織的にある程度の結びつきを有していたこと、両労働組合の参加が途中から社会改良主義者の要請で実現したことを、それぞれ受けていたと考えられる。ところでこの両労働組合も専門委員会におい

て代表されていたとはいえ、本来「同権原則」の適用が考えられていたのは、自由労働組合と社会改良主義者の間においてであった。このことは、専門委員会が議長・書記・会計が二名ずつ選ばれ、その各々に自由労働組合員と社会改良主義者が一名ずつ就任していたことからわかるのである。専門委員会における「同権原則」の適用は、同委員会が展示会開催の母体となっていただけに重要であったと考えられる。ではこうした「同権原則」の採用は、いかなる結果をもたらしたのであるうか。はたしてそれは、かつて家内労働者保護会議を失敗へともたした社会民主主義色を、展示会から薄めさせることができたのであろうか。

家内労働展示会は一九〇六年一月一七日～二月二五日、ベルリンで開かれた。会場は家内労働者保護会議の時のように労働組合会館ではなく、ベルリンの一等地ウンター・デン・リンデン Unter den Linden にある旧芸術院のホールであった。この会場は専門委員会から会場の調達・装備・警備を委託された社会改良主義者側（社会政策事務局）が、管轄官庁に申し入れをして確保されたものであった。ところで、会場がこうした場所に設けられたことは、展示会成功の大きな鍵を握っていた。そこは主催者がまさにその啓蒙を目ざしていた「上流社会の紳士・淑女」の訪問を招くに、最適の場所だったのである。特に一月三〇日にヴィルヘルム二世皇后が展示会を突然訪れたことは、社会にセンセーションをまきおこした。その後上流社会からの展示会訪問者があいづぎ、まさに展示会訪問が彼らの間で

一種の「社交的なこと」Salontätigkeit となったのであった。⁽¹¹⁾ また反響の声は政府・議会関係者の間からもあがった。展示会開催中、帝国議会では内務大臣ボザドフスキー Arthur von Posadowsky（彼もまた展示会を訪れた）が、プロイセン枢密院では皇帝ヴィルヘルム二世が、それぞれ家内工業法制化へ前向きな姿勢を示した。また帝国議会諸政党も独自に家内労働者保護法案を議会に提出し、法制化の実現へ向けて活動を開始していた。やがてこうした動きは、家内労働に関する帝国營業条例 Titel VIIa der Gewerbeordnungsnovelle betr. Hausarbeit 改正案の議会への提出（一九〇七年）⁽¹²⁾、ドイツ初の家内労働法 Hausarbeitgesetz の施行（一九一一年）となって結実した。

家内労働展示会は、それが目ざしたドイツ社会における家内労働法制化促進の気運を高めることに成功した。そのことには、展示会から社会民主主義色が薄められていたことが大いに影響していたと考えられる。会場が公共施設に設けられたこと、そこを皇后を筆頭として上流社会の人々が訪れたことが、このことを物語っていた。まさにその様な会場が確保できたのは、自由労働組合と「同権原則」のもとに共同作業を行なった社会改良主義者の力だったのである。

(1) 家内労働展示会とは、各種の家内工業製品を、その生産に要する時間と支払われる賃金が記されたカードと共に展示し、家内工業に対する理解の高揚を視覚面から実現することを目ざしたものであった。

- (2) 社会政策事務局は一九〇四年一月に、社会政策四機関(社会政策学会、社会改良協会、共同福祉研究所 Institut für Gemeinwohl 雑誌『チアーレ・プラクシス Soziale Praxis』)の共同事務局兼社会政策センターとしてベルリンに設立された。局長はフランクが務めた。
- (3) W. Schröder, *a. a. O.*, S. 224.
- (4) 管理委員会は、自由労働組合員一八名、社会改良主義者一四名、キリスト教、ヒルシュドワンカー両労働組合員各五名、合計四二名から成っていた。Wilhelm Kulemann, *Die Berufsvereine*, 1. Abt.: Geschichtliche Entwicklung der Berufsorganisationen der Arbeitnehmer und Arbeitgeber aller Länder, 2. Bd., Jena 1908, S. 414.
- (5) 展示会資料(C. Heiss, A. Koppel, *Deutsche Heimarbeit-Ausstellung Berlin 1906*, Berlin 1906.)には、自由労働組合一六単産、キリスト教労働組合七単産、ヒルシュドワンカー労働組合四単産、カトリック労働組合(開催直前になり参加が実現した)一単産の提供した資料が掲載されている。
- (6) この二労組は社会改良協会に加入していた。
- (7) 議長—ザッセンハムン Johannes Sassenbach (総務委員会委員)、フランク、会計—ケーミング Franz Käming (仕立工組合)、ベルンハルト、書記—イーラー Emma Ihrer (造花)、羽・花飾り製造業労働者組合 Verband Ihrer Blumen-, Feder-und Blätterarbeiter)、リッターダース Elise

Lüders (婦人福祉協会 Verein Frauenwohl)° 6. Bericht des Bureau für Sozialpolitik vom 4. März 1905, Berlin 1905, S. 3.

- (8) 7. Bericht des Bureau für Sozialpolitik vom 7. August 1905, Berlin 1905, S. 2.
- (9) W. Schröder, *a. a. O.*, S. 227.
- (10) *Soziale Praxis*, 15. Jg., Nr. 19, 1906, Sp. 484.
- (11) W. Schröder, *a. a. O.*, S. 227.
- (12) *Soziale Praxis*, 15. Jg., Nr. 21, 1906, Sp. 540 f.
- (13) 二月二八日には社会民主党が家内労働法案を提出、三月一六日には中央党、国民自由党、保守党、帝国党、自由思想家連合、ヘルサス・ロートリンゲン党、ホーランド党の各議員有志二五名が家内労働法制化動議を提出した。

四 結び

「同権原則」のもとに社会改良主義者と協力関係を結ぶことにより、自由労働組合は家内労働展示会の開催に成功した。しかしながら、それは同組合にとり体制内化の危険を同時に伴っていた。というのも、フランクが同組合に展示会共同開催を提案したのは、展示会そのものの成果よりも同組合とのつながり——それは広範な(家内工業問題だけに限定されない)同組合体制内化の端緒と位置づけられていた——を得ることを重視した(1)ためのことだったからである。自由労働組合はこのこと

を十分意識していた。なるほど自由労働組合は展示会に際しての社会改良主義者との共同行動に関し、社会民主党からなされた批難に対して反論してはいた。⁽³⁾しかしながら、同組合は展示会終了後に、展示会の収益を基金として家内工業問題に関する常設委員会を設立しようとする社会改良主義者側からの提案を「政治見解の対立ゆえに継続的な協力関係は不可能である」ことを理由として拒否していたのであった。自由労働組合にとり他陣営との協力関係は、広範な国民階層の力の結集が必要とされた「具体的問題」において一時的に限定されるべきものであった。⁽⁴⁾実際に社会政策領域を除いては、この様な協力関係の例はみられなかった。家内工業問題には協力関係成立の条件が含まれていた。家内工業問題は結局のところ組織工場労働者に直接関わる問題ではなかったということ、しかもその解決に自由労働組合単独では失敗していたこと、これらのことが家内工業問題をめぐり社会改良主義者と手を結ぶことを、自由労働組合に可能とさせたといえよう。

「同権原則」は家内労働展示会と同じ参加構成で一九一一年に開催された、ドイツ家内労働者会議においても生かされていた。その際この原則はドイツ三大労組と社会改良主義者との間に適用されることにより、一層徹底されていた。家内労働展示会の成功後「同権原則」は、自由労働組合と非社会民主主義者との間に根づいたのであった。そしてそれは一九二五年に二回目の家内労働展示会が開催されたことにより、ヴァイマル体制期にまで保たれたのであった。

- (1) R. Wilbrandt, Der Allgemeine Heimarbeitschutz-Kongreß, in: *Soziale Praxis*, 13. Jg., Nr. 23, 1904, Sp. 643.
- (2) 5. Bericht des Bureau für Sozialpolitik vom 31. Dezember 1904, Berlin 1904, S. 2.
- (3) Theodor Leipart, Die gewerkschaftliche Praxis und der Klassenkampfgedanke, in: *Sozialistische Monatshefte*, 10. Jg., 2. Bd., 1906, S. 642 ff.
- (4) W. Kulemann, a. a. O., S. 414.
- (5) *Correspondenzblatt der Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands*, 14. Jg., Nr. 11, 1904, S. 179.
- (6) 協力関係が成立した例としては、社会民主主義者と社会改良主義者が参加して一八九七年にチャーリッヒで開催された「国際労働者保護会議 Der internationale Kongreß für Arbeiterschutz」があげられる。
- (7) 準備作業を含め会議の運営業務を担当した活動委員会 Aktionsausschuß のメンバー計八名は「社会改良主義者、自由労働組合、キリスト教労働組合、ヒルシホルドゥンカー労働組合から、それぞれ二名ずつ選ばれていた。Deutscher Heimarbeiterkongreß (Berlin, 12. Januar 1911). Protokoll der Verhandlungen nach stenographischer Aufnahme, hrsg. vom Bureau des Kongresses, Berlin o. J., S. 4.